102-320

問題文

検収した医薬品のその後の取扱いに関する記述のうち、適切なのはどれか。1つ選べ。

- 1. 検収した医薬品を、麻薬を保管している金庫に入れた。
- 2. 要指導医薬品を来局者の手に取りやすい場所に陳列した。
- 3. 毒薬に相当する医薬品を無施錠で陳列した。
- 4. 過剰在庫となった向精神薬を向精神薬卸売業者に返品した。
- 5. 親に頼まれて来局した小学生に毒薬を販売した。

解答

問320:4,5問321:4

解説

問320

選択肢 1~3は

正しい記述です。これは実習時の検収業務を思い出すとよいと思います。

選択肢 4 ですが

セレギリンが覚せい剤原料なので譲受証が必要です。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢5ですが

セレギリンが覚せい剤原料なので、鍵のかかる場所に保管しなければなりません。よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は 4.5 です。

問321

選択肢1ですが

麻薬と覚せい剤原料は、同じ場所に保管してはいけません。よって、選択肢1は不適切です。

選択肢 2 ですが

要指導医薬品は、鍵をかけた場所か、来客者の手の届かない所に陳列する必要があります。 よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 ですが

毒薬は、ウブレチドなどを思い出すとよいのですが、専用の鍵のかかる場所に保管します。無施錠での陳列 は、明らかに不適切です。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢 4 は、正しい記述です。

選択肢 5 ですが

毒薬・劇薬は、14 歳未満への販売・交付が禁じられています。 よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は4です。